

真岡市生涯学習館会場使用料

１．ホール等施設会場使用料

使用時間 使用区分		午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 5 時	午後 6 時～午後 1 0 時	午前 9 時～午後 1 0 時
※ホール全開 (1000 席・750 席)	平日	8, 7 0 0 円	1 2, 6 0 0 円	1 5, 7 5 0 円	3 4, 6 5 0 円
	土、日曜日、祝日	1 2, 6 0 0 円	1 4, 7 0 0 円	1 8, 9 0 0 円	4 2, 0 0 0 円
ホール半開 (500 席)	平日	7, 3 5 0 円	8, 4 0 0 円	1 0, 5 0 0 円	2 3, 1 0 0 円
	土、日曜日、祝日	8, 9 3 0 円	9, 9 8 0 円	1 2, 6 0 0 円	2 7, 3 0 0 円
多目的ホール	平日	3, 1 5 0 円	4, 2 0 0 円	5, 2 5 0 円	1 0, 5 0 0 円
	土、日曜日、祝日	3, 6 8 0 円	5, 2 5 0 円	6, 3 0 0 円	1 2, 6 0 0 円
楽屋	1 室	3 1 0 円	3 1 0 円	5 2 0 円	1, 0 3 0 円
会議室		3 1 0 円	3 1 0 円	5 2 0 円	1, 0 3 0 円

※1000 席使用する場合は、多目的ホール使用不可

- 備考 (1) ホール使用者が入場料（会員券その他これに類する料金を含む。）を徴収する場合の使用料は、規定の使用料に次の割合を加えた額とする。
 (ア) 入場料 1,000 円未満 3 割 (イ) 入場料 1,000 円以上 2,500 円未満 5 割 (ウ) 入場料 2,500 円以上 10 割
 (2) 真岡市民及び芳賀郡内各町民以外の者が使用する場合は、規定の使用料に 5 割を加えた額とする。
 (3) 使用許可を受けた時間を超えて使用する場合は、1 時間につき規定の使用料の 3 割の額とする。
 (4) 練習又は準備のために使用する場合は、規定の使用料の 5 割の額とする

２．冷暖房使用料

室 名	区 分	使用料	室 名	区 分	使用料
ホール全開	冷 房	故障中のため使用不可	多目的ホール	冷 房	故障中のため使用不可
	暖 房			暖 房	
ホール半開	冷 房				
	暖 房				

３．その他の施設の使用料は、教育委員会がその都度定める額とする。